## 国際交渉対応推進委員会の活動



# 地域貿易協定(RTA)とWTO

伊藤 正人

近年,地域貿易協定(Regional Trade Agreement)が急増している。2003年10月現在WTOに通報されたRTAは累計で285,WTO加盟国146カ国中モンゴルを除くすべての国がRTAに参加又は参加の交渉をしている。また,多くの国が複数のRTAに参加している。ここではRTAの要件,増加の背景,今後の課題等に簡単に触れてみたい。

### 1 . RTA **の要件 -** GATT24 条

第2次世界大戦前の経済のブロック化等への反省から,最恵国待遇がGATTの基本的原則とされ,特定国間だけの関税の引下げは許容されない原則である。しかし,GATT24条では,この例外として,域内での障壁を実質的にすべての貿易で撤廃すること,域外に対して障壁を高めないこと等一定の要件の下に地域貿易協定(RTA)を認めた。同条の要件を満たすRTAは域内での貿易を促進し,貿易の自由化に貢献するとの理解に基づいている。(開発途上国間のRTAについては,1979年東京ラウンド交渉で合意された「授権条項 Enabling Clause」により特別の待遇が認められている。)

同24条では,RTAを関税同盟(Custom Union),自由貿易地域(Free Trade Area), これら両者に至る中間協定の3類型に分類している。関税同盟と自由貿易地域の違いは, 前者が構成国の間で域外への関税率・通商規則を同一にしなければならないのに対して, 後者ではその必要がない点である。前者は後者と比べて統合がより深化した形態である。 (サービス貿易協定GATS5条にサービス貿易に関する経済統合の規定がある。)

RTA の通報ごとに当該 RTA が同条の要件を満たすか否かにつき加盟国による審査が行われるが,これまでほとんどの場合当該 RTA が GATT 整合的とする当事国の主張と整合的でない点があるとするその他の国の主張が両論併記という結果になってきた。これは,24条の「実質上すべての貿易」「その他の制限的通商規則」「全体として高度のものであるか又は制限的なものであってはならない」等の規定が加盟国により様々に解釈されてきたことによる。また,GATT 時代 24条に関連する紛争処理パネル報告は未採択のままだった。これは,当時パネル報告の採択はコンセンサスで行われたことから1カ国でも反対があればその採択が阻まれたことに由来している。

ウルグアイラウンド交渉でRTAの要件のうちいくつかについて解釈が明確化された(24条の解釈に関する了解)。関税の全体的水準は貿易量を考慮した貿易加重平均を用いること,中間協定の期間は原則10年以内とすること,関税同盟により譲許税率の引上げが行われる場合は関係国と同28条に基づく関税交渉を行うこと,その場合第3国が関税同盟の形成で利益を受けることがあってもその代償(逆代償)を提供する義務はないこと等である。また,紛争処理手続きが整備され,パネル報告等が事実上自動的に採択されることとなってGATT時代と比較して紛争処理制度の有効性が格段に高まり,同24条に関する事案でパネル・上級委の報告が採択されるようになった。更に,片務的な障壁撤廃はGATT不整合とされたことから,EUとACP諸国(EUの旧植民地諸国)は両者の間の協定(コトヌ協定)を2008年までにGATT整合の双務的なものとすることを約束し,永年の係争案件が解決した。

しかし,重要な案件で加盟国間の見解が異なったままとなっているものも多い。「実質上すべての貿易」等の要件については合意が得られていない。また,セーフガード協定上のセーフガード措置を発動する場合の RTA 構成国への適用は加盟国間で見解が異なっており,構成国には不適用,域外・域内の区別なく構成国に対しても無差別に適用,構成国には原則不適用だが一定の条件の下で特別な場合には適用可との三つの立場に分かれている。

### 2 . RTA 急増の背景 - WTO 事務局の分析

RTA 急増の背景に関して、WTO 事務局は次のような分析をしている。経済的な面では、マルチの交渉が複雑化・長期間化したため、次善の策としてRTA で利益を確保しようとの傾向がある。マルチの貿易交渉は幅広い利害を調整するため長い時間を要し、取引費用も高いため、少数の参加国の間での交渉による自由化の方がより利益があると考える国もある。 RTA により構成国の産品の市場を確保しようとする傾向が見られる。投資、競争政策、サービス貿易、環境問題、労働基準等 WTO で十分カバーされていない分野で経済統合を推進しようとする傾向がある。特に状況の似た国の間では経済政策・規律の調和などより深い統合を行うことが容易である。 特に経済規模の小さな国にとってはRTA への参加は差別的な待遇を回避するための防御的手段としてやむを得ない選択である。開発途上国にとっては従来先進国から提供されていた特恵的な市場アクセスの条件を維持確保するための手段となっている。 外国からの直接投資を勧誘することも重要な要素。RTA 締結の意思表示が投資を誘うシグナルとしての効果を有している。政治的な面では、RTA は地域の安全保障、政治改革・経済改革の結果を確固たるものとする手段の一つと考えられている(中東欧の EU 加盟はこの一例)。

このようにRTA は多様な要因から締結されており、その内容も多様である。関税撤廃の内容、これと密接な関係のある原産地規則も様々な規定ぶりとなっている。また、RTA が 24 条の最低限の要件を満たすだけか、あるいは投資、競争政策等 WTO で十分力

バーされていない分野でも経済統合を推進しようとしているか,その場合の重点の置き方も構成国の事情を反映して多様である(後者は経済連携協定 Economic Partnership Agreement 等と呼ばれることが多い)。各国の参加する RTA も相手国ごとに異なった内容となっていることも多い。開発途上国間の RTA は授権条項により特例的扱いが行われているため,一層多様な内容となっている。

### 3.今後の課題等

このように重層的にRTAが締結され錯綜する法律関係が形成されることによる取引費用の増嵩等ネガティブな影響,将来のマルチの貿易交渉への悪影響への懸念も指摘されている。また,WTO事務局は,繊維・農業等のセンシティブな分野では保護が残存しがち,農業補助金の問題は基本的にマルチの交渉に委ねられていると指摘している。セーフガード措置等の問題も残されている。

今後もRTAは拡大し続けると思われるが、重複的適用で複雑化する状況にどのように対処するかは今後の課題である。ドーハ開発アジェンダでRTAの要件見直しが交渉事項の一つとされている。未解決の問題についてどのような答えが出されるかは今後の交渉にかかっている。